

**平成 23 (2011) 年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：民事法（商法）**

**第 1 問**

株主総会決議取消の訴えが認められる取消事由のうちには、特別利害関係人の議決権行使によって著しく不当な決議が成立した場合（会社 831 条 1 項 3 号）がある。これは、どのような場合を指すのか、具体例を 2 つ挙げなさい。2 つの具体例は、できるだけ異なる事案にすること。

**第 2 問**

大会社の取締役会の必要的決定事項の中には、いわゆる内部統制システムの構築がある（会社 362 条 4 項 6 号・5 号）。会社法がなぜ、内部統制システムの構築を大会社の取締役会の必要的決定事項としたのか、その趣旨を簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

**第 3 問**

種類株式を発行する際には、その内容について定款で定めることが必要である（会社 108 条 2 項柱書）。これはなぜか、その趣旨を簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

**第 4 問**

役員等の対第三者責任（会社 429 条 1 項）における、第三者に生じた「損害」には、いわゆる直接損害と間接損害との双方が含まれるとするのが判例である。直接損害・間接損害とは、それぞれどのような損害なのか、簡潔に（あわせて 5 行程度）説明しなさい。

**第 5 問**

株式会社の組織再編手続のうち、株式移転においては、他の組織再編手続とは異なり、原則として債権者異議手続が不要とされている。これはなぜか、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。